

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 30 日 号外特 27 号 47 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 30 日 法律第 55 号
【管轄省庁】	国会
【施行期日】	公布の日（平成 22 年 11 月 30 日）の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行 〔平成 22 年 12 月 1 日〕
【法令のあらまし】	各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を内閣総理大臣、国务大臣及び大臣政務官に準じて改定する。（第1条関係）
【改正される法令】	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和 22 年法律第 80 号）